

平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

1. 事業の目的

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援する。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者および特定非営利活動法人に限る。本事業における中小企業者とは、【ものづくり技術】で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項、【革新的サービス】で申請される方は「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者をいう。

3. 補助対象事業

本事業では、【革新的サービス】、【ものづくり技術】の2つの類型がある。また、それぞれについて、「一般型」「小規模型(設備投資のみ、試作開発等)」の事業類型がある。補助率は、補助対象経費の3分の2以内。

対象類型 事業類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】	
一般型	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額:1,000万円 補助率:1/2以内(一定要件を満たす者の補助率:2/3以内) 設備投資:必要 補助対象経費:機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費 	※生産性向上に資する 専門家の活用がある 場合は、補助上限額に 30万円の増額が可能	
小規模型	設備投資のみ		<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額:500万円 補助率:1/2以内(一定要件を満たす者の補助率:2/3以内) 設備投資:必要 補助対象経費:機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費
	試作開発等		<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額:500万円 補助率:1/2以内(一定要件を満たす者の補助率:2/3以内) 設備投資:可能(必須ではない) 補助対象経費:機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費

4. 補助対象要件

申請事業は、下記の要件を満たすことが必要である。

【基本要件】

どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性を含め、中小企業・小規模事業者等の事業をバックアップする認定支援機関により確認されていること。

【革新的サービス】

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

【ものづくり技術】

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

5. 補助上限額等

事業類型	補助額		補助率	
	上限	下限	補助対象経費の 2/3以内	補助対象経費の 1/2以内
一般型	1,000万円	100万円	一定要件を満たす者	その他の者
小規模型	500万円	100万円	一定要件を満たす者	その他の者